

(1年保存)

事 務 連 絡
令和8年9月4日

日本赤十字社兵庫県支部
各地区区分 ご担当者 様

日本赤十字社兵庫県支部
振 興 課 長

「令和8年8月27日からの大雨災害義援金」の受付開始について

標記義援金について、下記のとおり受付けますのでお知らせいたします。
ご寄付のお問合せがあった場合には、下記の口座をご案内ください。

記

1 災害義援金名称

令和8年8月27日からの大雨災害義援金

2 受付期間

(1) 富山県支部

令和8年9月4日(金)～令和9年1月29日(金)

(2) 石川県支部

令和8年9月4日(金)～令和9年1月29日(金)

(3) 福井県支部

令和8年9月4日(金)～令和8年11月30日(月)

3 災害義援金受付口

(1) 日本赤十字社富山県支部

ア 金融機関名 北陸銀行 本店営業部

口座番号 普通預金 6194047

イ 金融機関名 富山銀行 富山支店

口座番号 普通預金 3053551

ウ 金融機関名 富山第一銀行 ニューセンター支店

口座番号 普通預金 027915

※口座名義はいずれも「富山県災害義援金 日赤富山県支部 支部長 新田八朗（ニッタハチロウ）」

※上記銀行の窓口からの振込手数料は無料扱いです。

※上記以外のお金銀行及びATMからの振込手数料は別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、富山県支部に下記内容を連絡してください。

住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名
及び支店名

〒930-0821 富山県富山市飯野 2 6 - 1

日本赤十字社富山県支部 あて

TEL : 076-451-7878 FAX : 076-451-6872

(2) 日本赤十字社石川県支部

金融機関名 北國銀行 県庁支店

口座番号 普通預金 36500

口座名義 「日本赤十字社石川県支部 支部長 山野 之義

(ニホンセキジュウジシャイシカワケンシブ シブチョウ ヤマノユキヨシ)」

※上記銀行本店・支店の窓口及び ATM からの振込手数料は無料扱いです。

※全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込手数料は無料扱いです。

※上記以外のお銀行及び ATM からの振込手数料は別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、石川県支部に下記内容を連絡してください。

住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名
及び支店名

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東 2 丁目 48 番地

日本赤十字社石川県支部 総務課あて

TEL : 076-239-3880 FAX : 076-239-3881

(3) 日本赤十字社福井県支部

金融機関名 福井銀行 木田支店

口座番号 普通預金 1144543

口座名義 「日本赤十字社福井県支部 支部長 石田嵩人(イシダ タカト)」

※上記銀行本支店窓口、ATM、アプリ、ふくぎんネット及び快速ねっとからの
振込手数料は無料扱いです。

※福井銀行本支店窓口における硬貨取扱手数料は無料扱いです。

※上記以外のお銀行及び ATM からの振込手数料は別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、福井県支部に下記内容を連絡してください。

住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名
及び支店名

〒918-8011 福井県福井市月見 2 丁目 4 番 1 号

日本赤十字社福井県支部 総務課あて

TEL : 0776-36-3640 FAX : 0776-34-6299

(4) 本社

ア ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00100-5-674660

口座加入者名 「日赤令和8年8月27日からの大雨災害義援金」

口座名義略称 「日赤 R8.8.27 大雨義援金」

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記載ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

イ メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787559

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105557

・みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620847

※口座名義はいずれも「日本赤十字社^{にほんせきじゅうじや}」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、本社パートナーシップ推進部（電話 03-4363-2056）に下記内容をご連絡ください。

住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名 及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

(1) 活動資金を支部へ送金いただく口座番号は、お知らせしないようにお願いします。

(2) 物品寄付については、受付けておりません。

(3) この災害義援金は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者の方々の生活支援に役立てられます。

担当 日本赤十字社兵庫県支部 総務部 振興課

TEL : 078-241-8921 FAX : 078-241-6990

Email : shinko-ka8921@hyogo.jrc.or.jp